

防衛施設庁からの照会（平成13年6月1日）

下記が提案文書の主旨です。

- 1 柔道整復師の診療所において、整骨、カイロプラティック・ケア、鍼灸療法を含む組合わさった治療を施すのは事実である。これは、柔道整復師が鍼灸師免許、指圧師免許等を併せ持っている場合に行われるものであり、不当なものではない。
- 2 柔道整復師は柔道整復師法に基づき医学的に判断して、医師以外で治療を行い、骨折、脱臼については医師の同意を得て、また、打撲、捻挫、挫傷については医師の同意を不要として処理できることとなっている。
- 3 したがって、柔道整復師の資格で証明できる傷病を限定し、証明書に資格を明記するよう規定を追加することで判断基準を明確にしたい。
 - a 柔道整復師の証明は「骨折」、「脱臼」、「打撲」、「捻挫」、「挫傷」に限られる。
 - b 証明書には「柔道整復師」の名称が明記されなければならない。
- 4 上記で限定した傷病は、健康保険法、労災保険法で柔道整復師が証明することを認められている傷病である。

わが国の社会保障制度のなかで広く認められている柔道整復師が行うこれら傷病についての証明を在日米軍従業員に適用しないとするのは、運用上の欠落であると考えている。

○ 当庁で英訳した傷病名は以下のとおりです。（平成13年6月13日）

骨折：fractured bones

脱臼：dislocations

打撲：bruises

捻挫：sprains

挫傷：fractural injuries

○ 米軍担当者が調べたところによると、

- ・ fracture：骨折、挫傷
- ・ contusion：挫傷、打撲傷

というように、1つの英単語に複数の傷病名が対応しており、また、挫傷については、

- ・ 挫傷：sprain、contusion、fracture

というように、1つの傷病名に複数の英単語が対応しているということです。

さらに、打撲については、当庁から“bruises”として提案したところ、これは軽い青あざ程度の意味であり、有給休暇を認めるべき傷病ではないとのことでした。

○ 同じ単語で複数の傷病を表すのでは、傷病を限定した意味がなくなり、現地での運用に際して混乱が生じるとの意見です。したがって、医学的な用語等でそれぞれの傷病名に対応する英語をしっかりと決めたいというのが米軍の意見であり、今回、当

庁から行った提案は、上述のとおり用語をはっきりとさせた上で、米軍内部の会議に諮りたいということでした。

○ つきましては、ご協力方お願いします。

※ 貴接骨師会から提供のあった資料（別添：昭和44年1月21日付医事第4号）について、米軍から下記内容で疑義照会を受けてます。

これについて、参考になる意見がありましたら教示下さい。

米軍の疑義：

「一般的に、医師の総合的診断による予見的な意見を必要とする場合において、…（中略）…柔道整復師がその施術をもとに予見的な意見を書き、これを医師の診断書と同様に取り扱うことは…（中略）…適当でない」となっており、医師と同様な予見的な意見は書けないとある。日本側の説明は限定的な傷病について医師同様に証明できるとのことであったが、この通達はどういう場合のことを言っているのか説明して欲しい。